

大船渡市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(目的)

第1条 岩手県ふるさと振興総合戦略及び大船渡市デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の大船渡市内への移住を伴う岩手県内への就職を支援するため、岩手県と共同して行う大船渡市地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、大船渡市に移住する見込みの者が、第3条に規定する要件を満たした場合に、予算の範囲内において、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）をいう。
- (3) 採用面接 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方（令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議決定）」に沿った卒業年度の6月1日以降に行われた採用面接であり、採用内定日が卒業年度の10月1日以降であるものをいう。
- (4) 交通費 内定先企業の採用面接及び採用試験等の就職活動等に係る経費をいう。
- (5) 移転費 移住に係る経費をいう。

(対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 大学又は大学院（以下、「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒

業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 大船渡市に移住したこと。

(イ) 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 大船渡市に、支援金の申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第3条第1項第2号アの要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、大船渡市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岩手県又は大船渡市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が岩手県内に所在する企業等に、大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 岩手県内を中心とした勤務を基本とする採用であること

(ウ) 在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(支援金の額)

第4条 交通費においては就職活動等に係る費用を、移転費においては大船渡市内の住居に引越しをする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用を対象とする。

2 支援金の額は、交通費15,200円、移転費108,000円を上限とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず内定先企業、地方自治体又は公益財団法人ふるさといわて定住財団から交通費又は移転費に対する支援を受けている場合は、その額を控除して得た額とする。

(交付回数)

第5条 交付回数は、1人1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 移住元の住所を確認できる書類

(3) 在学証明書（申請者が在学中である場合に限る）

(4) 卒業・修了証明書（申請者が卒業している場合に限る）

(5) 内定又は就業証明書（様式第2号）

(6) 交通費の領収書（交通費を申請する者に限る）

(7) 移転費の領収書（移転費を申請する者に限る）

(8) 支援金の振込先を確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定したときは、地方就職支援金交付決定通知書（様

式第3号)又は地方就職支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、前項の規定による通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(支援金の交付)

第8条 市長は、支援金の交付を決定したときは、申請日から3か月以内に、申請者に支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者は、支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により地方就職支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書を再交付するものとする。この場合において、当該地方就職支援金交付決定通知書には再交付である旨を表示するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 岩手県及び大船渡市は、大船渡市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、大船渡市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合には、支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると岩手県及び大船渡市が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- (3) 申請日から1年以内に大船渡市に転入しなかった場合(ただし、申請時にすでに大船渡市に住民票がある場合を除く。)
- (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に第3条第1項第2号の要件を満たした岩手県内の別の企業に就業する場合を除く。)
- (5) 転入日から1年以内に大船渡市から転出した場合。ただし、住民票を移さず市外に生活拠点を移した者については、第3条第1項第2号を

満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年10月1日商工港湾部長決裁）

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月17日商工港湾部長決裁）

この要綱は、令和7年9月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月24日商工港湾部長決裁）

この要綱は、令和8年6月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。